

群馬大学総合情報メディアセンターWeb ホスティングサービスについて

平成 25 年 5 月 14 日

総合情報メディアセンター長裁定

(趣 旨)

- 1 群馬大学総合情報メディアセンター情報基盤部門規程第 6 条に基づき，群馬大学総合情報メディアセンター（以下「本センター」という。）の行う Web ホスティングサービス（以下「ホスティングサービス」という。）の利用に関し，必要な事項を定める。

(サービスの目的)

- 2 ホスティングサービスは，インターネットを利用した情報発信を行うために必要な情報資源を本センターが準備することにより，サーバの集約によるセキュリティの強化及び利用者のサーバ管理作業を軽減することで本学の教育研究活動に関する情報発信を活性化することを目的とする。

(サービスの内容)

- 3 ホスティングサービスのために本センターは，次の作業を行う。

- (1) 所定のディスクスペースの提供
- (2) Web コンテンツの公開設定
- (3) アクセスログの管理
- (4) サーバのハードウェア及びソフトウェアの適切な管理と保守

(利用者の範囲)

- 4 ホスティングサービスを利用できる者は，次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 学内の任意団体（学生サークルにあつては学務部に登録済みのものに限る。）
- (3) その他，総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が認めた者

(利用と停止の手続き)

- 5 ホスティングサービスを利用又は停止しようとする者は，「Web ホスティングサービス利用申込書」を提出する。

(Web コンテンツの管理)

- 6 Web コンテンツのバックアップ，更新及び保守は，利用者の責任により行うものとする。

(目的外利用の禁止)

- 7 利用者は，2 項に示したサービスの目的を理解し，これに反するような利用をしてはならない。また，他人に使用させてはならない。

(利用承認の取消し)

- 8 センター長は，利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合，利用を停止することができる。

- (1) 公序良俗に反する Web コンテンツを掲載した場合
- (2) 本学を誹謗中傷する内容の Web コンテンツを掲載した場合
- (3) 利用者が 1 年間 Web コンテンツの保守を行わなかった場合